第百二十条第一項第八号の二の次に次の二号を加える。

八の三　第六十三条の十（自転車の検査等）第一項の規定による警察官の停止に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

八の四　第六十三条の十（自転車の検査等）第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

第百二十三条中「第百十七条の二の二第六号若しくは第七号、第百十七条の四第三号」を「第百十七条の二の二第八号から第十号まで」に改める。

第百二十五条第二項第二号中「第百十七条の二の二第一号」を「第百十七条の二の二第三号」に改める。

**第二条**　道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十七条の二」に、「第五十一条の十五」を「第五十一条の十六」に改める。

第四条第三項中「交通のひんぱんな」を「環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下同じ。）以外の交通の頻繁な」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

第二十条第三項中「若しくは第三十四条第一項」を「、第三十四条第一項」に改め、「第五項まで」の下に「若しくは第三十五条の二」を加える。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（環状交差点における左折等）

**第三十五条の二**　車両は、環状交差点において左折し、又は右折するときは、第三十四条第一項から第五項までの規定にかかわらず、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿つて（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。

2　車両は、環状交差点において直進し、又は転回するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿つて（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。

（罰則　第百二十一条第一項第五号）

第三章第六節中第三十七条の次に次の一条を加える。

（環状交差点における他の車両等との関係等）

**第三十七条の二**　車両等は、環状交差点においては、第三十六条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、当該環状交差点内を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

2　車両等は、環状交差点に入ろうとするときは、第三十六条第三項の規定にかかわらず、徐行しなければならない。

3　車両等は、環状交差点に入ろうとし、及び環状交差点内を通行するときは、第三十六条第四項の規定にかかわらず、当該環状交差点の状況に応じ、当該環状交差点に入ろうとする車両等、当該環状交差点内を通行する車両等及び当該環状交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

（罰則　第百十九条第一項第二号の二）

第五十一条の三の付記、第五十一条の十二の付記及び第五十一条の十五の付記中「第百十七条の四」を「第百十七条の四第一号」に改める。

第三章第九節の二中第五十一条の十五の次に次の一条を加える。

（放置違反金収納事務の委託）

**第五十一条の十六**　都道府県は、放置違反金の収納の事務については、収入の確保及び納付命令を受けた者の納付の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

第五十三条第一項中「第三項」を「次項及び第四項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　車両の運転者は、環状交差点においては、前項の規定にかかわらず、当該環状交差点を出るとき、又は当該環状交差点において徐行し、停止し、若しくは後退するときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

第五十三条の付記中「及び第三項」を「、第二項及び第四項」に改める。

第六十三条の七第一項中「並びに第三十四条第一項」を「、第三十四条第一項」に改め、「第三項」の下に「並びに第三十五条の二」を加える。

第六十四条第一項及び第三項、第七十五条第一項第一号並びに第八十八条第一項第三号中「第百四条の二の三第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第八十九条第一項中「免許申請書」の下に「（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該免許申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する公安委員会は、同項の規定により免許申請書を提出しようとする者に対し、その者が次条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる。

第八十九条に付記として次のように加える。

（罰則　第一項については第百十七条の四第二号）

第九十二条の二第一項の表の備考一の1中「第百一条第五項」を「第百一条第六項」に、「第百一条の二第三項」を「第百一条の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「災害その他」を「災害その他の」に改め、「六月」の下に「（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）」を加え、「第九十二条第一項」を「前条第一項」に改め、「交付された免許証」の下に「及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証」を加え、「当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日」を「これらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日」に改め、同表の備考一の2中「更新日等」の下に「（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第二号の違反行為をし